

1. 「学校いじめ防止基本方針の策定」

(1) 目的・策定

いじめとは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と定義づけられている。個々の行為がいじめにあたるか、否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童の立場に立って行うものである。また学校としては、道徳教育を充実・いじめに対する取組状況を学校評価項目に位置付けることなど、いじめの早期発見や、未然予防に繋げるとともに、初め段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめ事件についても、学校が組織として、学校内で情報を共有・把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導をし、解決することが重要である。

平成25年子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法が制定された。京都市においても、この方の制定を受け、「京都市いじめの防止等に関する条例」が平成26年に制定され、翌27年1月にはその条例の規定に基づき、いじめの防止等に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図るために、「京都市いじめの防止等取組指針（取組指針）が策定された。

平成29年3月に改訂された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や、京都市の現状を踏まえ、本市では「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念のもと、「いじめの積極的な認知」、「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し取組指針の改定が行われた。

本方針は、そうした改定内容を踏まえ、子どもの成長に関わる全ての人々の協働のもと、京都市立上鳥羽小学校の全ての児童が安心して生活し、学ぶことのできる環境を構築することができるように、子どもの尊厳を保持することを目的に策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは全ての児童に関わる問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

上鳥羽小学校では、いじめは絶対に許されないものという強い決意を教職員がもち、日々児童への指導に取り組んでいる。いじめはどのクラスにも、いつでも起こりうるものという危機感・緊張感を常にもち、未然防止の取組として、一人一人が大切にされる学級経営を徹底して行う。

本校では、学校教育目標を

『夢を抱き、目標に向かって努力し続ける子の育成』

と設定し、「立ち止まって考える子」、「場に応じた行動をとる子」、「認め合い高め合う子」の育成を目指している。本校では、安全・安心な風土を醸成することで、子どもたちが徹底的に大切にされていると実感し、お互いに高め合い、子どもが安心して未来の目標を語り、それに向かって行動できるような支援を行っていききたい。

2. いじめ対策委員会

(1) 構成（職名または校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・教育相談主任・生徒指導部会担当教員
スクールカウンセラー・子ども支援コーディネーター・スクールソーシャルワーカー

(2) 役割（取組内容）

- ・学校のいじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成と実行
心のアンケートや教育相談週間、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるいじめ防止の取組などの作成・実行。
- ・校内研修の企画・実施
教職員がいじめ防止について理解を図るための研修を企画・運営。
- ・いじめの相談・通報の窓口
複数の教職員が個別に認知した情報を収集、整理、記録し、組織内で共有するための窓口を設定。
- ・緊急会議の開催と対応方針の決定
いじめの疑いがある情報が入った際、迅速に情報を共有し、アンケートや聞き取りの実施、指導・援助体制の構築、保護者との連携方針を決定。
- ・取組の点検と検証（PDCA サイクルの運用）
いじめ防止の取組が学校の実情に即して適切に機能しているか、効果をあげているかを定期的に点検・検証し、改善に繋げる。
- ・「いじめの解消」の確認
いじめ行為が止んでいる状態が相当期間（3ヶ月が目安）継続しているか、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかを本人や保護者への面談を通じて、継続的に確認する。
- ・重大事態への対応
生命や身体、財産に重大な被害が生じた疑いがある等の「重大事態」が発生した際、事実関係を明確にするための調査組織の母体となる。
- ・情報の可視化と共有
アセスメントシートなどを活用し、いじめの情報や対応方針を教職員間で「見える化」し、組織的な対応を可能にする。
- ・周りへの周知について
取組について児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。また、取組状況（アンケート等による情報収集・校内研修等の実施状況）を学校評価における評価項目に位置付け、保護者に結果を知らせる。

(3) 開催時期

原則毎月1回（第4月曜）に開催。いじめを認知した事案があれば臨時で開催。詳細については、後述の「年間計画」に記載。

(4) 児童・保護者への周知方法

- ・始業式の際に、児童にいじめの話をし、いじめ対策委員の紹介をする。児童には担任だけでなく相談しやすい教職員に相談すれば良いことを伝える。
- ・保護者には、最初の懇談会の際に学校いじめ防止基本方針やいじめ対策委員について周知する。

3. 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止の取組

ア 学習環境の整備

- ・あいさつ運動の実施（2 5 2 5 笑顔の日）
- ・成果物の掲示
- ・校内美化活動
- ・安全点検（安全の日）
- ・学習規律の確立

イ 授業改善の充実

- ・生徒指導の機能が生かされた授業づくりを行う。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るために ICT を活用した授業づくりを行う。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・守るべきものをきちんと教え、伝える。ともに考え、育んでいく道徳教育の充実。
- ・道徳実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施。
- ・人権に関わる参観で、全校の取組として、「いじめは絶対に許されないこと」や、「命の大切さ」「思いやりと友情」を題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・「なかまの日」の学習による人権教育の推進
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実と児童同士の絆づくり

- ・宿泊を伴う学習や、校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会、1年生を迎える会等）を通して人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習に伝統文化・地域教材を積極的に取り入れ、地域の方との交流や協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・児童会、委員会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・人権月間を設定し、人権について考える期間を設ける。
- ・たてわり活動（異年齢集団）を積極的に取り入れ、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・たてわり掃除・たてわり遊びの実施。
- ・上記取組を通して、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成を図る。

オ 児童への働きかけ

- ・「なかまタイム」で基本的人権の尊重、いじめ問題等人権に関わる内容の話をし、各学級で人権に対しての話し合いを行い、人権に関する意識を高める。
- ・非行防止教室・情報モラル教室・薬物乱用防止教室を実施する。
- ・ピア・サポート活動による児童同士の絆づくり

- ・朝会を利用した児童への話
(いじめ対応チームを知らせ、担任以外に話せる場があることを伝える。)
- ・地域・PTAとともに取り組むあいさつ運動、「見守り隊」の実施。

カ 保護者や地域との連携

- ・いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・安心安全見守り隊による登下校の見守り活動、学校運営協議会による様々な活動を通し、地域の方々の多くの目で子どもたちを見ることにより、子どもたちに安心感を与え、好ましい人間関係を築けるようにする。
- ・「地域の子は地域で育てる」ことを実践するために、保護者や地域との連携を図る。
- ・学校としていじめ防止活動を行うことを周知。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動を行う。

キ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、今後の取り組みに生かす。
- ・ケース会議の実施

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含めて、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、生徒指導部会担当教員を通して、全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。
- ・登校、休み時間、児童の見守り活動の実施
- ・京都府警のOBによるいじめ防止教室でSNSについて学ぶ
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

① アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月・11月に実施。4～6年生については、年2回のクラスマネジメントシートを活用し、「いじめ」の兆候の早期実態把握と結果の検証、学級経営の見直しをはじめ、組織的に対応する。
- ・学校評価の児童によるアンケート（無記名式）において、実態の把握に努める。

② 教育相談の実施

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施、発見の強化。
- ・SCとの連携による教育相談。

③ 相談体制の整備

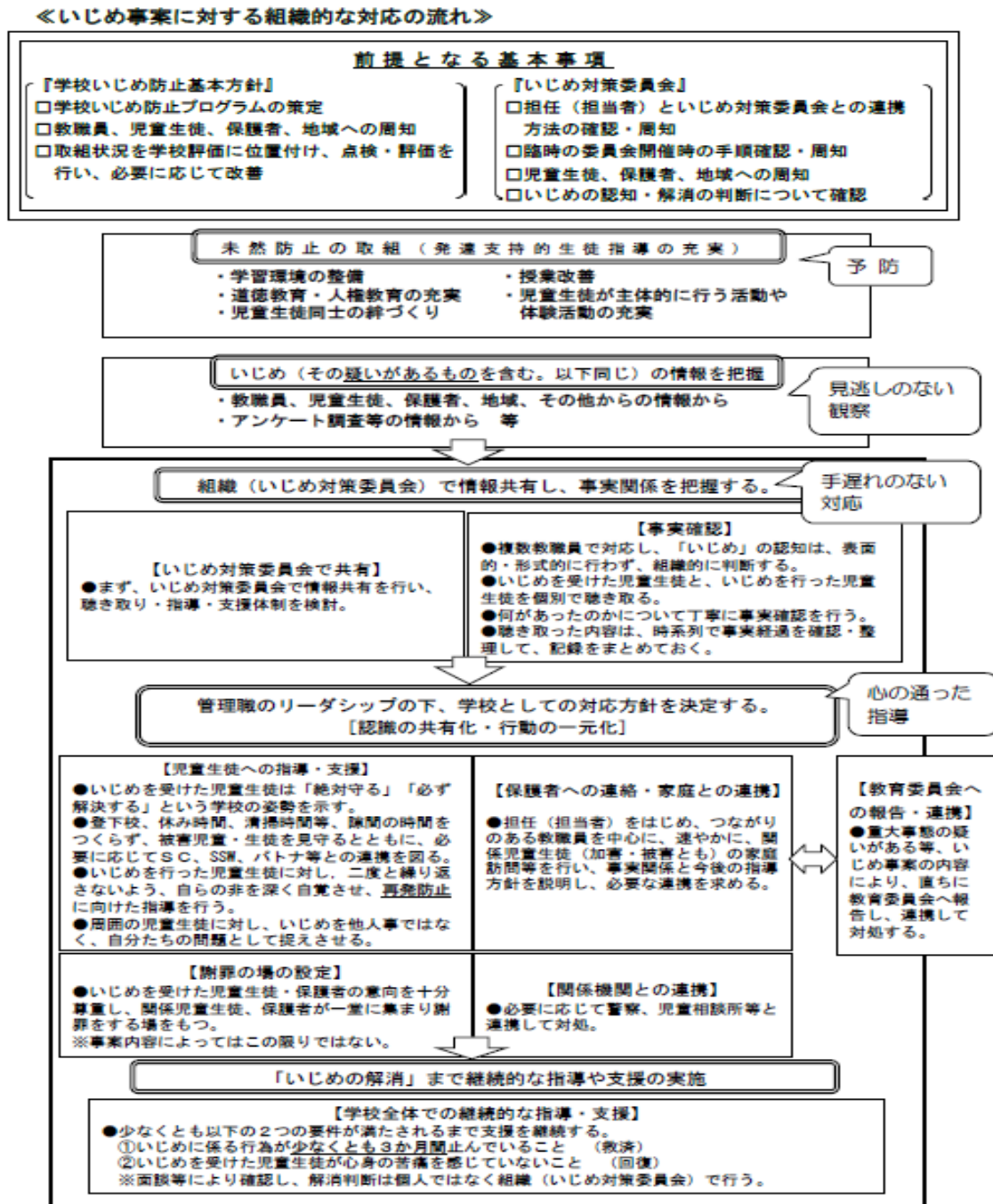
- ・気になる児童への定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。
- ・担当教員がいじめを抱え込まないように、風通しの良い職場づくりに努める。

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめやごく短時間のうちに解決したいいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取り組みを行う。いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。（いじめの態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・いじめを受けた児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・保護者との連携。
- ・重大事態の防止。
- ・いじめを行った児童への責任ある指導。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導

ウ インターネット等通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「情報モラル教室」での内容を他学年の児童にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応についての理解を深める。
- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・地域生徒指導連絡協議会等を活用しての地域への啓発

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいることと、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できるまで、いじめは解消していないと捉え、休み時間、清掃時間等も隙間の時間を作らず、いじめを受けた児童の見守りを続ける。
- ・いじめを行った児童に対しては、二度と繰り返さないように自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- ・いじめ対策委員会を中心に、組織的、継続的に関わる。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・「上鳥羽小学校いじめ防止基本方針」の共通理解及び徹底
- ・教職員の児童理解に関わる研修
- ・児童の変容とその対応に関わる研修
- ・アンケート結果や年間の取り組みの成果をもとにした研修
- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・教職員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

イ 研修の時期

後述の「年間計画」に記載

4. 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「京都市立上鳥羽小学校いじめ防止基本方針」をホームページで発信し、いじめの防止や解消に保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・京都市立上鳥羽小学校PTA・学校運営協議会との連携のもと、いじめ問題や「京都市立上鳥羽小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める場である、家庭教育学級や、地生連での研修会を設定する。
- ・日頃からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターとの連携を密にしておく。
- ・京都府警との連携を密に行い、地域での問題等を共有する。

5. 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため。京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査の主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生した時の対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体についての協議を行う。重大事態は法において（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じた申し出があった時は、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生防止に向けた取り組みの推進等。）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6. 年間計画（案）

いじめの防止等のための主な取り組みを下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直し・変更をする場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 生徒指導部会（いじめ対策委員会） 「校内体制や組織対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学式 学級開き なかまの日 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の児童の様子を学年で共有 いじめにつながりかねなかった事例等を学年で共有 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観 学級懇談会で保護者啓発 学校HPにていじめ対策委員会の設置とメンバーを周知
5	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会（いじめ対策委員会） 「心のアンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気にかかる児童の確認」 生徒指導校内研修会① 「いじめ等、気にかかる児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> なかまの日（憲法月間の講話の中で、いじめ問題について話す。） 1年生を迎える会 <p>【6年】</p>	<ul style="list-style-type: none"> なかまの日の学習内容を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」で啓発 個人懇談 学校運営協議会理事会で説明、学校関係者評価を受ける

		・非行防止教室（未定）		
6	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会（いじめ対策委員会） 「心のアンケート・教育相談の結果の共有」 「くらマネ・心のアンケートの実施に向けて」 ・若手研 「くらマネの分析について」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・なかまの日の人権学習（総合育成教育） 【6年】 <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室 ・修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ・くらマネの実施、分析、共有（4～6年） ・第1回心のアンケートの実施、集約、情報共有 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会（いじめ対策委員会） 「クラスマネジメントの結果・分析」 「心のアンケートの結果」 		<ul style="list-style-type: none"> ・無記名アンケートの実施（1～6年）学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・地域生徒指導連絡協議会で「学校の様子」を伝える
8	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会（いじめ対策委員会） 「学校教育を円滑に進めるための研修」 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発懇談に向けての共通理解 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会（いじめ対策委員会） 「いじめ未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・人権啓発・懇談会 家庭教育学級
10	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会（いじめ対策委員会） 「心のアンケートの実施に向けて」 ・職員会議 「学校評価の結果の共有」 	【5年】 <ul style="list-style-type: none"> ・山の家 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間のふりかえり 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会理事会で説明、学校関係者評価を受ける
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会（いじめ対策委員会） 「アンケート・教育相談の結果の共有」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・なかまの日で人権学習 ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・くらマネの実施、分析、共有（4～6年） ・心のアンケートの実施・集約・共有 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会（いじめ対策委員会） 「基本方針の見直しと作業に向けて」 ・生徒指導校内研修会② 「いじめ等、気にかかる児童の共有」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 		
1		【共通】 体験入学説明会 【5年】 わくわく Work Land		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会（いじめ対策委員会） 「記名いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施にむけて」 ・生徒指導校内研修会 		<ul style="list-style-type: none"> 無記名アンケートの実施（1～6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観・懇談会 ・学校運営協議会理事会で説明、学校関係者評価を受ける

	「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」			
3	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会（いじめ対策委員会） 「いじめ防止プログラムの見直し」 「次年度方針の確認」 ・生徒指導校内研修会③ 「いじめ等、気にかかる児童の共有」 	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 【6年】 <ul style="list-style-type: none"> ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生徒指導連絡協議会で「学校の様子」を伝える。

※年間計画には示していないが、「学校いじめプログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※「いじめ対策委員会」の開催時期は年間計画に記載した通りだが、緊急対応の場合は、この限りではない。いじめに関する事案の発覚時には、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有し、見守りを継続する。